

## 第 5 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 29 年 12 月 1 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 29 年 12 月 4 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3.平成 29 年 12 月 4 日 午後 2 時 39 分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
総務部長	高木洋	市民部長	宮崎隆
経済部長	吉良玲二	土木部長	阿部節生
教育部長	市原巧	総務課長	村山健一
福祉課長	本山英二	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	山口貴生
教育課長	日田勝也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
波野支所長	加藤勇二郎		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 報告第 18 号 | 専決処分の報告について                                   |
| 日程第 2  | 報告第 19 号 | 専決処分の報告について                                   |
| 日程第 3  | 承認第 14 号 | 専決処分した平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について                 |
| 日程第 4  | 議案第 72 号 | 阿蘇市平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について                   |
| 日程第 5  | 議案第 73 号 | 阿蘇市表彰条例の一部改正について                              |
| 日程第 6  | 議案第 74 号 | 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について     |
| 日程第 7  | 議案第 75 号 | 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について         |
| 日程第 8  | 議案第 76 号 | 阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第 9  | 議案第 77 号 | 阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について |
| 日程第 10 | 議案第 78 号 | 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について                 |
| 日程第 11 | 議案第 79 号 | 阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について                |
| 日程第 12 | 議案第 80 号 | 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について                  |
| 日程第 13 | 議案第 81 号 | 阿蘇市営住宅条例の一部改正について                             |
| 日程第 14 | 議案第 82 号 | 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について                       |
| 日程第 15 | 議案第 83 号 | 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について                  |
| 日程第 16 | 議案第 84 号 | 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について               |
| 日程第 17 | 議案第 85 号 | 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について                 |
| 日程第 18 | 議案第 86 号 | 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について              |
| 日程第 19 | 議案第 87 号 | 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について                  |
| 日程第 20 | 議案第 88 号 | 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について                     |
| 日程第 21 | 議案第 89 号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(A S O 田園空間博物館総合案内所)     |
| 日程第 22 | 議案第 90 号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(阿蘇駅前噴水広場)               |
| 日程第 23 | 議案第 91 号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(阿蘇市農畜産物処理加工施設)          |
| 日程第 24 | 議案第 92 号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(阿蘇市神楽苑)                 |
| 日程第 25 | 議案第 93 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                             |

- (阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館)
- 日程第 26 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市森の体験交流施設)
- 日程第 27 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市はな阿蘇美)
- 日程第 28 議案第 96 号 市道路線の廃止について
- 日程第 29 議案第 97 号 市道路線の認定について
- 日程第 30 議案第 98 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部  
変更について
- 日程第 31 陳情第 1 号 住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い

#### 10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 提案理由の説明

日程第 2 議案第 99 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開議

#### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、阿南教育長が公務のため出席できないことを申し添えておきます。

それでは、早速議事に入ります。

追加議案が提出されることから、追加議案等の取り扱いにつきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。執行部より 1 件の追加議案の申し出がありましたので、本日午前 9 時半より議会運営委員会を開会いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

追加議案の取り扱いについてであります。議案第 99 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補

正予算についてであります。本日の日程に追加を行い、質疑の後は所管の委員会に付託を行うことといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 追加議案等の取り扱いにつきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、追加議案等の取り扱いにつきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

#### 日程第1 報告第18号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第18号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長より説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今議題としていただきました報告第18号、専決処分の報告につきましてご説明をいたします。

議案集の1ページをお願いいたします。提案理由でございますけれども、本件は平成27年3月8日、阿蘇市山田において発生した野焼きによる事故について、平成29年10月18日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページの専決処分書をご覧ください。

まず、損害賠償の相手でございますが、記載のとおりでございます。

事故の詳細でございます。平成27年3月8日、午後1時ごろ、阿蘇市山田端辺2090番地697付近、大観峰駐車場におきまして、甲が駐車していた自動二輪車に戻ろうと歩道を歩いていたところ、野焼きの炎及び熱風が巻き上がり顔の左側及び両手にやけどを負わせたものでございます。損害賠償の額でございますが、市は甲に対し53万7,410円を支払うものでございます。甲の損害金53万7,410円、市の過失割合10割でございます。

内訳といたしまして、治療費2万7,430円、休業損害37万4,780円、慰謝料といたしまして13万200円、文書料といたしまして5,000円でございます。

和解事項でございますけれども、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認するということになってございます。

本件につきましては、平成27年第5回定例会議案といたしまして、物損事故に係ります専決処分の報告をさせていただいたところでございますけれども、今回、人身事故に係ります相手方との示談が成立したことによる報告でございます。今回の野焼きによる事故については、ご本人がバイクでツーリング中に大観峰に休憩のために立ち寄られまして、駐車したバ

イクに戻ろうとした際に強風にあおられました野焼きの火で負傷されたものでございます。今後は、市の火入れ会議等の中で、さらなる安全確保の徹底と安全対策につきまして指導を行うとともに、通行規制等の強化など、地元牧野と地元の観光施設、それから観光客との共通した認識が図られるよう、さらなる注意喚起の強化を行ってまいります。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手です。

1点だけお聞きをしたいと思っておりますけれども、野焼き会議でいつも会議がっております、毎年。今、大観峰からやまなみハイウェイですかね、あれまでの間、1時から3時まで通行止めとしておりますが、その以前に11時、12時ぐらいに、その中に入っておる車両、あるいはこういうバイク、それぞれあると思います。そういう中で、今回のあれは入っておった方と思っておりますが、大観峰で1時から通行止めをするわけでございますけれども、その辺をもう少し早くから通行止めにするとか、中に入っている人は安全に車を止めるとか、バイクを止めるとか、そういう観光施設に、ということをやっばり観光客の方に伝えるというのも大切ではなからうかと思っておりますが、通行止めの時間帯の延長といいますか、そこから辺をもう少しして、そうしないとういう事故は中に入っておれば、もう動かせないという形で、火災に遭う恐れもかなりあると思っておりますので、その辺をもう少し検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。幹線道路の通行規制でございますけれども、今回、大観峰茶店の入口からやまなみ道路までの区間でございますけれども、午後1時から3時までということで2時間通行止めという措置を行っておりますけれども、火入れ会議等においても、各牧野のほうから延長のご質問あたりもいただいているところでございます。今回の事故については、1時の通行止め以前に休憩に入られたということで聞いておりますけれども、今回の事故については大観峰茶店のほうにご利用なさる利用者の方のそういった駐車に係る対応というか、野焼きの時間帯の周知が、放送ではされております。それから、地元の牧野組合のほうでロープを張られまして、人の行き交いができないような対策も施されている中で今回の事故になったわけでございますので、通行規制の強化を含めて、観光施設側、どうしても観光施設側と牧野組合側の認識の違いと申しましょか、共通した部分がなかなか図られてなかったということで、当時はですね。事故後については、しっかり観光施設側との、牧野との意思の疎通が取られているということで聞いております。従いまして、通行規制の強化も含めまして、観光施設側の対策あたりも強化していただくような部分で火入れ会議等のほうでまたご相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今、課長が牧野と観光側というようなことでございますけれども、あそこを通行止めにするのは、当然市の職員が通行止めにするわけですね。だから、そこ

ら辺も、市にももう少ししっかりとした形を取っていただいて、観光側にも市からそういう要望を、中に入っている人を、もう1時だから出てくれと、そういうことを言うよりも、もう少し観光側のほうにも市からもそういう観光客のほうに徹底したひとつ指導をしていただきたい。そうしないと、これはいつまで経っても野焼きの事故というのは発生すると思っておりますので、しっかりお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

ちょっと確認ですが、二重の峠からミルクロードは、10時から12時までが通行止めですね。ここは1時から3時までが通行止めですか。

それと、もう1点、けがの内容、治療費が2万7,000円ぐらいのけがですが、事故が起きてから和解が成立するまでにちょっと時間がかかっております。何かもめた経緯がありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず1点目のご質問でございます。午前中、二重の峠から212号線まででございますけれども、こちらのほうが10時から12時まで、議員おっしゃるとおりでございます。午後からの1時から3時までにつきましても、議員おっしゃるとおり、大観峰茶店入口からやまなみ道路までという時間帯でございます。各2時間ずつ通行止めを行っております。

それから、2つ目のご質問でございます。治療費が2万7,430円ということで、約18日間加療を、通院をなさっております。入院はなさっておりません。その分の通院に伴う治療費でございます。事故から2年7箇月経過しております。物損の部分、バイクの修理代、それから衣服の焼失した部分の物損に係る補修につきましては、先ほどご説明しましたとおり平成27年の第5回定例会のほうでご報告させていただいておりますけれども、人身の部分でございますので、非常に後遺症的な部分の診断がなかなか取れなかったということで、最終的には後遺障害が残らないという見解を医師のほうからいただいております。そちらのやりとりのほうで若干時間を費やしたといったところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） わかりました。そのけがについてはわかりましたがどうしても阿蘇市が10割の過失というのがどうも納得ができないんですが、本人の過失というのはなかったわけですか。どうしてもこういう場合は、すべて行政が100%負けるような状況ですが、本人が自分の身を守ることに、不注意はなかったんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。おっしゃるとおり、ご本人の過失といったものがなかなか出てこないということで、市のほうで10割という過失割合でございます。今回の事故について、やはり観光施設でありますとか、地元牧野組合でマイクを使いまして周知は当時も行われたというところでございますけれども、大観峰自体が展望台

がございますので、そちらのほうに上られておったということでご本人からも聞いております。展望台のほうがなかなか周知方法が難しいということで、施設付近で滞在されておれば当然館内放送あたりは確認できたと思うんですけども、そこがまず周知が不足していたということで、今回はご本人の過失はないということで市のほうで10割ということで保険会社のほうから見解をいただいております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひそこら辺の周知を徹底してほしいと思います。

それともう一つは、ここが1時から3時までの通行止めねば、ミルクロードのほうも、ミルクロードは午後から下を焼きますから、下からの火が吹き上げますので、あそこも通行止めの期間を長くしてほしいと思います。前回はそういうことをお願いしたが、やっぱり12時になれば通行が解除されますので、どんどん入ってきます。それから、我々は移動したりするのに非常に面倒がありますので、そここのところも検討をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 来年1月の火入れ会議の中で、その辺は関係牧野とご相談をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 17番です。

けがをされたということで、けがが重かったか、軽かったかは、軽かったほうかなと思いますが、どのような事故があるかわかりませんよね。そうした中で、先ほど、今後対処していくということを課長がおっしゃいましたが、今、質問でもありましたけれども、まず平成27年に起こったわけですので、平成28年、平成29年、もう2年経っていますよね。以前と変わって、どこを改善したかを確認します。以前と変わらないような状況なら、何もしてないじゃないかと。また同じような事故が起こる可能性がありますよ。その点を確認します。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 通行規制の強化については、以前から時間帯については変更ございません。火入れ会議等の中で、関係牧野のほうからご意見はいただいておりますけれども、時間帯については現在変更に至っていない状況でございます。その後の対策といたしましては、各牧野のほうに、大観峰茶店のような観光施設がございます関係牧野につきましては、事故防止対策の徹底あたりは火入れ会議の中でも市のほうから説明をいたしておりますし、そういったところで、大観峰茶店以外の各観光施設のほうにもそういったところで事故防止対策をそれぞれ強化されているというところでございます。時間帯についてか、通行規制については変更がございませんので、先ほど申しました、十分その観光施設側との協議の中で時間帯の変更あたりも検討してまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） あんまり変わってないということですかね。先ほどおっしゃったように施設側にも問題があるんじゃないかということの中で、先ほどおっしゃったように10割市の負担があるということで、その観光施設のほうにも対策をどういうふうにしたかとか、

そういうことを確認してやらないことには、ただ願う、願うばかりじゃ、また同じことが起こりますよ。死亡に至らなかったからいいと思いますけれども、その辺をもうちょっと徹底してやらないと、野焼き自体に問題が起こります。そこら辺を、来年また近づいてきますので、再度、確認じゃなくて徹底してやってください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご意見を十分次回の火入れ会議の中でも申し入れをしていきたいと思えます。

また、各観光施設でございますけれども、当日は市の職員のほうでパトロール巡回を行っております。そういったところで、各パトロール職員が火入れ前の事故防止対策の確認でございますとか、注意喚起の放送あたりをそれぞれパトロールにあたっている職員のほうで確認、また不備があった場合については指導にも行うといったところで現在は対応をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

## 日程第 2 報告第 19 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2、報告第 19 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部観光課長より説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今議題としていただきました報告第 19 号、専決処分の報告についてご説明いたします。

3 ページをお願いします。提案理由として、本件は平成 29 年 8 月 16 日、阿蘇市一の宮町坂梨において発生した公用車の物損事故について、同年 11 月 21 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

4 ページの専決処分書をご覧ください。損害賠償の相手は、記載のとおりです。事故の詳細は、平成 29 年 8 月 16 日、午前 6 時 50 分ごろ、阿蘇市一の宮町坂梨 1400 番地 1 付近、国道 57 号滝室坂において、観光課職員が運転する公用車が走行していたところ、スリップしガードパイプに接触、甲に損害を与えたものです。損害賠償の額は 28 万 800 円で、市の過失割合は 10 割です。

和解事項として、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しています。

補足説明といたしまして、使った公用車はダンプですが、8 月 16 日、天候は小雨、前日行われました波野高原納涼まつりの後片付けのため、市役所から神楽苑に向かう途中で

の事故でした。国道 57 号滝室坂の登り坂を時速 40 km 以内で走行中、緩やかな右カーブに差し掛かったところで後輪が流れ出し、車体が 180 度回転し、車両の左前と後部が反対車線のガードパイプに衝突したものです。原因として、速度は出ていなかったということですが、カーブが多い道において、路面が雨の降り始めで滑りやすい状態ということへの意識が欠けていたと思います。事故後、タイヤの溝を確認しましたが、問題はありませんでした。

今後、こうした道路状況への注意も十分徹底し、課を上げて一層の事故防止に努めてまいります。申し訳ありませんでした。ご審議方、お願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 毎回事故が多いんですけれども、これに限らず、車の事故でパワステになっていない車があると聞いたんですけれども、それは本当ですか。たくさんあるんですか。それとも、全部パワステになっていますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） パワーステアリングについては、すべての車両がというわけではございません。トラック等、一部の車両でそういった車両も残っておるという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） トラック関係はなっていないということ、それはあれですけれども、普通乗用車は全部なっているんですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 現在、ちょっと手元に資料がございませんで、すべての車両がという形では把握しておりませんが、私の感覚ですとほぼなっていたと思うんですけれども。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5 番、園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番、園田でございます。

年齢とかはこれには記載できないと思うんですけれども、今非常に若い子たちの運転の技術が大変未熟な方が多いような感じがいたします。40 代から上というのはなかなか事故は起こさないんですけれども、例えば当日これに同乗者がいたのか、例えば運転されていた方の年齢がもしこの場で言えるならばお願いしたいと思いますが。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 年齢のほうは、40 歳以下の職員でございます。同乗者はいませんでした。1 人です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 交通指導はずっとされているとは思いますが、特に若い子たちには一般的にみんなに周知するんじゃなくて、特に若い子たちにはそれなりの交通安全の意識はきちりとやってもらいたいなと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今、若い子たちへの研修等々ということでございますが、新規採用者については本田技研のほうにありますHSR九州というところで交通安全教育ですね、こちらのほうの実技講習等々も行って参加していただいているというところでございます。また、交通事故の違反等々がございました職員にも、こういったところへの参加を勧めておりまして、今年も6名程度が参加しておるという状況でございます。

今後もそういった制度等を活用いたしまして、職員の安全運転の技術の向上等務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

お諮りいたします。日程第3、承認第14号、専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。よって、承認第14号、専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

### 日程第3 承認第14号 専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、承認第14号「専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第14号、専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,591万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ207億6,370万7,000円といたしております。この第4号補正につきましては、去る10月22日に執行されました衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官の国民審査に伴う選挙の費用でございます。衆議院の解散から直ちに選挙に係る準備が始まりますので、予算組みしたものを議会に諮ることができません。よって、9月29日付けで専決処分を行っておりますので、承認を求めるものでございます。

5ページをお願いいたします。歳入でございます。こうした選挙費用につきましては、全額国費で賄われるものでございますけれども、実際には県からの委託金として歳入が行われ

ます。款 15 県支出金、目 1 総務費県委託金、今回選挙に要しました費用は 1,591 万 7,000 円でございますので、この金額を歳入として計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。歳出でございます。説明の欄にそれぞれ項目が記載してございますけれども、この項目を算出の根拠といたしまして、節 1 報酬から 7 ページの節 18 備品購入費まで、今回の選挙に要しました費用の総額が 1,591 万 7,000 円になってございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） これ衆議院選挙ですけども、選挙一般、投票所が集約されて少なくなると不便だと言われる声を聞くんですけども、この予算を見たところ、立会人という方が結局は区長さんとか立ち会われている方かなと思うんですが、選挙の場所を増やしたときに、大体どのぐらい増えて、以前から比べてどのぐらい減ったのか、わかるならご回答をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 具体的な減った数字というのは把握しておりませんが、1 箇所当たり立会人の方がそれぞれおられます。それから、投票立会人の方という形で 44 名の方、投票管理者が 22 名という形で立っておられますので、それぞれに対して大体 8,000 円から 1 万円程度の当日の立会人に対しての費用弁償等々が発生してまいるという形でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 詳細については、また後日教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今、選挙の場所が少なくなったと、投票所が少なくなったという話でございますが、それは耳にします。この予算というのは、国からの補助金ということでございますが、選挙投票所は多くてもいいわけですか。この金額は設定されてから、それで投票所の設定をするわけですか。どちらですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 国のほうから熊本県を通じまして選挙の委託金ということで今回 1,591 万 7,000 円来ております。この経費につきましては、うちから申請した分だけ来るというわけではございませんので、全国の標準的な地形とか、そういったものを勘案した上で阿蘇市のほうに配分をされております。市としては、この 1,591 万 7,000 円を一般財源を継ぎ足すことなく有意義に使うということも含めまして、こういった予算組みで進めております。投票所につきましては、合併前から確かに数は減っております。22 箇所に現在なっております。一つの投票所、立会人がどうしても 2 人必要になります。立会人さんの金額が 1 人当たり 9,500 円掛ける 1 箇所当たり 2 名、プラス投票管理者ということで 1 万 1,000 円が

追加されることとなりますので、増やせば増やすほど地域の方々、便利にはなるかもしれませんが、ある程度集約をしていかないことには市の負担も非常に大きくなってきますし、効率的な選挙といえますか、そういった意味でも国からの委託金を活用しながらこういった形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に発言がないようですので、承認第 14 号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより承認第 14 号を採決いたします。承認第 14 号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、承認第 14 号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第 4 議案第 72 号 阿蘇市平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、議案第 72 号「阿蘇市平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 72 号、阿蘇市平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の 5 ページ、6 ページをお開き願います。

まず 6 ページ、提案理由でありますけれども、本件につきましては熊本県から交付される平成 28 年熊本地震復興基金交付金、創意工夫分でありますけれども、これを円滑に活用するため基金を設置し、適正に管理するものであります。

5 ページをお願い申し上げます。まず、第 1 条、設置についてでありますけれども、熊本県から交付される平成 28 年熊本地震復興基金交付金を活用し、平成 28 年熊本地震による災害から早期の復興を図るため、阿蘇市平成 28 年熊本地震復興基金を設置するものであります。

第 2 条、積み立てについてでありますけれども、基金といたしまして積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。今回、創意工夫分といたしまして、熊本県のほうから 4 億 4,300 万円の数字をいただいております。この金額の中から今回の 5 号補正で使います 1,752 万円を引きました 4 億 2,548 万円を今回計上いたすように予算のほうでも対処いたしております。

第6条になります。市長は、第1条に規程する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部または一部を処分することができることといたしております。

6 ページをお願いします。この条例の施行期日でありますけれども、交付の日から施行することといたします。また、この条例の執行につきましては、地震発生から10年間、平成38年12月31日限り、その効力を失うことといたしております。

なお、この条例の条文につきましては、熊本県下、ある程度同一の条文になっております。

以上になります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより、議案第72号から議案第98号までの議案は、皆様ご承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮いただきたいと思います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

3条の2の、最もかつ有利な有価証券に変えることができるという条文があるんですが、これは国債を買ったり、株を買ったりするということですか。運用するということですか。現金で預けとくだけでいいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 方法はいくつかあるかと思えます。まず、ここに示されている分については、議員がおっしゃいましたように国債を買ったりとか、別の投資的な目的で使うこと、これも可能ですよということでもあります。しかし、実際ながら非常に国債あたりも非常に先行きも不安でありますので、ここは運用にて対応させていただきたいと思えます。他の方法としては現金とか、預金通帳に上げるとか、定期とか、様々ありますけれども、現在のところは基金に積み立てを行いまして、定期での管理を予定しているところであります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に発言がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第5 議案第73号 阿蘇市表彰条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第73号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました議案第73号、阿蘇市表彰条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案集の7ページをお開き願います。まず提案理由でありますけれども、本件は功労者表彰及び善行表彰の対象者の範囲を明確化するとともに、所要の改正を行うため本条例の一部

を改正するものであります。

そもそもこの阿蘇市表彰条例、どういったものかと申し上げますと、この条例は本市の政治経済、文化、社会その他、各般にわたります、市の振興に寄与し、または大衆の模範と認められる行為があったものを表彰し、もって自治の振興を目的に制定された条例であります。今回、功労者の表彰及び善行表彰の対象者の明確化及び所要の改正を行っております。

8 ページをお願い申し上げます。新旧対照表でありますけれども、第 3 条の第 2 号、第 3 号、第 4 号について改正を行っております。まず、第 2 号につきましては、法改正に伴いまして教育長の追加を新たに行っております。また、第 3 号につきましては、12 年以上在職ということで第 2 号と 3 号、非常に重複していること等から 2 号と 3 号を一つの形にいたしております。4 号につきましては、市職員その他、これに準ずるものであって、20 年以上在籍し、誠実かつ勤勉に職務に精励したものの。市の職員としては当然勤勉に仕事をするのは当然のことです。し、こういったことからこの条項については廃止を行っております。また、第 5 条の第 2 号でありますけれども、公益のため 100 万円以上の金品を寄附したものの、これにつきましても、第 3 号の一般市民の模範となるような善行をしたものと、こういったことと統合することで整理をいたしております。第 10 条といたしまして、新たに表彰の取消を今回ここで明記をいたしております。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 表彰規定であります。提案理由の中に対象者の範囲を明確化するとともに書いてありますけれども、もともとこの第 3 条第 1 項第 3 号の一般市民の模範となるような善行したものという範囲がいまいちわかりづらいのと、取消条項の中に素行不良と書いてあるんですが、両者共に誰が判断されるのかによって判断基準が変わると思うんですが、そこところはちゃんとした審議会とか、どういった形でやるのか、それについてお答えいただきたいというのが一つと、もう一つは表彰が取消になったときは戻してくださいという形になるのでしょうか。それはちょっとおかしな話ですけども、ご質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） すみません、明確な模範となるような善行等々、素行不良等々の基準については、個別に今定めているという形ではございません。そういった行為等々が行われた際に部長会議等でそれらを審議していくという形でございます。そういった取り扱いと、また今回取り消しという形を定めておりますのは、この表彰規定の中にこういった表彰が行われたものについては式典等への案内という形のものがございまして、そういったものを先般オリンピック選手、そういった事件を起こされて名誉市民という形のものを取り消すということもございました。表彰等々についても、今度、式典等への案内というところがございましたので、そことの兼ね合いを鑑みまして今回取り消すという形の文言を加えさせていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 取り消しというのはいいと思うんですけども、特に刑法で禁固以上とか書いてありますので、それらは裁判によって客観的にはっきりわかると思うんですが、素行不良という文章が誰の判断によって、あの人は素行が悪いからだめだとかいうことに成り兼ねはしないかということのを危惧しております。あと、善行表彰についても、あの人が表彰されて、何でこの人が表彰されないんだとか、ある程度明確な規定なりなんなりつくっとかないといけないんじゃないかと思っておりますので、その整備をよろしくお願いしておきます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今回の条例の基づきまして、実際の運用等々につきましては規程等を整備いたしまして運用を図ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第6 議案第74号 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第6、議案第74号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました議案第74号、阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でありますけれども、10ページをお開きお願いします。本件につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律等の改正の趣旨を踏まえまして、地域の実状に応じた適切な個人情報保護対策を実施するために本条例の一部を改正するものであります。

非常に長い提案理由でありますけれども、法改正の趣旨を踏まえまして、個人情報の定義の明確化、併せまして要配慮個人情報の取り扱いについての改正となります。この2点の改正に伴いまして、条項番号の繰り下げを行っております。

11ページ以降の新旧対照表をもとに、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、11ページ目の第2条第1号個人情報の定義についてでございますが、これまでは第2号という形で、こういった形で本文の中にずっと記載のみがされておりました。しかし改正におきましては、アの項目、イの項目ということで項立てを行っております。特にアにつきましては、これまでの分に加えましてDNAや声紋、指紋などのデータ、パスポートの旅券番号や基礎年金番号なども個人識別番号という規定を行いまして、個人情報に該当するこ

とを明確化いたしております。

13 ページをお開き願います。13 ページ、第 7 条の第 3 項になってきます。改正前が、実施期間は思想信条及び心境に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となる恐れのある個人情報、この言葉を改正後を見ていただくといいかと思えますけれども、要配慮個人情報という定義づけがなされてあります。この要配慮個人情報につきましては、特に慎重に扱われるべき情報ということで、今回新たにこういった言葉になりました。こういった言葉の変更に伴いまして、12 ページに戻っていただきまして、上から 2 行目になりますけれども、(3) 要配慮個人情報ということで定義づけを行っているところであります。この要配慮個人情報の文言が入ったことによりまして、第 6 条の第 7 号、また第 6 条の 2、第 6 号にその文言が記載されることとなっています。この条文が入ったことによりまして、各条項番号の繰り下げ等を行っているところでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

これは、非常に重要な内容でして、ちょっと質問いたします。要配慮個人情報という言葉が変わるということですが、既に阿蘇市のほうにはこういった情報のリストとか、情報というのは存在するのか、しないのか、それをお尋ねします。

それと、この条例の中を見ていくと、そういった情報を取り扱う場合には市に届け出ないといけないと書いてある条文がありますが、それはそういった情報を持っていますという届け出をしないといけないのか、それとも情報そのものを届け出ないといけないのか、その 2 点についてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 要配慮個人情報についてという形でございますが、こういった形のものについては配慮が必要という形で、マイナンバー制度等を導入される際にこういった、ここに書いてありますような情報を扱いますと、個人情報を取り扱う事務という形で各課のほう、取りまとめてリスト化するという作業を行っておりまして、後ほど届け出と言いますのが、新たに個人情報を収集するというようなことが発生する場合には、その際に総務課のほうに届け出いただくという形で、喫緊でいいますと今回基金事業という形で、新しい事業メニューが発生してまいります。今回の被害に遭われた方たちにそうやって情報を収集するという形になりますので、そういう新しい事務が発生するたびに届け出をしてもらうというようなことで総務課のほうでリスト化させていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） この条例に関する上位法というのがどうなっているのかわかりませんが、7 条の第 3 項の、いろんな災害関係も含めて、行政を運営する上でこういった情報を収集する必要があるのかというのが 2、3 点入っていますので、ちょっとどうかと思うところがあります。

それと同時に、私も昔青年会議所か何かで奥阿蘇交流会というのがありまして、そのときに大学の留学生を集めて食事会とかする機会があったんですけども、そのときにイスラム教徒の方がおられて、豚肉はだめだとか、カレーはこれはだめだとか、そういった話があったりしたこともあります。あるいは、中国人留学生の件で警察に聞かれたこととかがありますけれども、そのとき、やはり個人名とリストとつづらないといけなくなるんですが、そのリストとかを市に対してどう報告すればいいのか、リストごと出さないといけないのか、それともそういったのを取り扱うという程度でいいのか、そういったものはいろんなイベントとか開催していくと今後突き当たってくると思いますので、そこらあたりを明確にご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） それぞれのリストまで求めるか否かにつきましては、その当該市としての事務事業がそこまでを必要とするかという判断になるかと思っておりますので、例えばその各イベントにそういった信者の方がいらっしゃるとい形は、そういった情報だけで構わないと思います。別にこの方がこの宗教の方だからというようにリスト化されたものまで求めることではないという形でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第7 議案第75号 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第7、議案第75号「阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました議案第75号、阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でありますけれども、本件は市の機関に係る申請届出、その他の手続き等に関し、電子情報処理組織を活用する方法、その他の情報通信の技術を用いる方法の整備改善を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

具体的に申し上げますと、この行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する条例、こういった条例かと申しますと、市に対して行う申請とか届出、これにつきまして電子申請について共通事項を定めた条例になってきております。今回、年が明けまして1月下旬から政府が運営を行いますオンラインサービスでありますマイナーポータルが本格運用される予定であります。国のガイドラインを踏まえて所要の改正を今回行っております。

16 ページ以降の新旧対照表について内容をご説明申し上げます。

まず、第2条の第1号でございますけれども、この改正は市の条例規則によるもののほか、

新たに熊本県や県教育委員会からの委任事務についてもオンライン申請等を可能にするという  
ことで条文を追加をいたしております。

第2条の第5号をお願いします。電磁的記録ということで記載がされておりますけれども、  
国の定義と併せての電磁的記録の用語の説明の定義の改正となってきました。

第4条、第7条、第9条、下線部分ありますけれども、ここにつきましては字句の見直し  
等が行われたために所要の改正を行うものとしたしております。

以上、ご審議を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第8 議案第76号 阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第8、議案第76号「阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部  
改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の18ページをお願いいたします。ただ今議題としていた  
だきました議案第76号、阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正についてございま  
す。

まず、提案の理由であります。本件は、公益通報者保護制度に関し、国の地方公共団体向  
けガイドラインを踏まえた整備、改善を実施するため本条例の一部を改正するものでありま  
す。そもそもこの法令遵守の推進に関する条例、どういったものかと申しますと、行政に対  
する不当な要求や介入に対する組織的な対応、また公平公正な行政の運営のため、不当な要  
求、介入を排除する仕組みづくり、また法令遵守に関する相談、通報体制について明記した  
条例であります。例えば外部から不当な要求があった、そういったときにどういった対応を  
するか、それが規定された条例でもありますし、内部でいろいろ問題となる事項、内部告発  
があった場合にどう対応するか、そういった基準に基づく条例となってきました。今般、  
提案理由にも書いてありますけれども、地方公共団体に向けガイドラインというのが10年ぶ  
りに改正・策定をされております。このガイドラインの趣旨を踏まえた上で、まず1点目と  
しまして内部職員からの通報に対する対応、そして2点目といたしまして外部労働者からの  
通報に適切に対応できるように内部の規定、整備、改善を行うことといたしております。

19ページをお開き願います。第11条におきまして、これまでは公益通報があった場合に  
は、阿蘇市公益通報制度実施要綱に基づき対応すると規定をされておりました。しかしなが  
ら、今回、別に定めるところによりということで改正を行いまして、別に内部職員からの通  
報に関しましては、要綱よりも強制力があります訓令として別に定めるようにいたしてお  
ります。また、外部の労働者からの通報に関する分につきましては、要綱として制定を今後行  
うということで取り扱いを強めてまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、11時15分から再開いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

日程第9 議案第77号 阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営  
検討委員会設置条例の廃止について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、議案第77号「阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

ただ今議題とさせていただきました議案第77号、議案集の20ページになります。阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止についてでございますが、まず提案理由といたしまして、本件は民間養護老人ホームの開設に伴いまして、阿蘇市立養護老人ホームを廃止したいので、今回本条例を廃止するものでございます。

なお、今後県との廃止手続きの関係上、事前に議会の議決を経る必要がございますので、今回上程させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） この条例には賛成でございますけれども、これと関連して、乙姫荘の場合には、やっぱり地元の住民と運営検討委員会なるものが設置されていると思います。民間になりましたけれども、阿蘇市あたりとの運営についての検討なんかはどうするわけですかね。もう全く民間任せになるわけですか。それを質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） この運営委員会は、そもそもの施設の運営ではなくて、今後その上寿園が水害を負ったことで、結局市として方向性、要は公設にするのか、民設民営にするのか、そういう検討をする場でございますので、具体的な中身の運営の検討委員会ではご

ざいせん。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 78 号 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 10、議案第 78 号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） それでは、議案集 21 ページをお願いいたします。議案第 78 号、阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、本件は所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

22 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 3 条第 2 項第 2 号中「の代表」を削り、同項第 3 号「の代表」を「からそれぞれ選出された者」に変えるものでございます。これにつきましては、表現が農業委員会及び農業者委員会の代表ということで非常にちょっと混乱する部分と、第 3 号でございますが、森林組合の代表ということでなっておりますが、実質森林組合長を思わせるものでございますが、実質は異なっておりますし、それぞれそこから選定されたものになります。これにつきましては、年 2 回開催されておまして、任期は 2 年間でございます。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 79 号 阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 79 号「阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第 79 号、阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止についてでございます。

本件は、事業終了に伴い、阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会を廃止したいので提出するものでございます。これにつきましては、阿蘇 2 期の平成 21 年の事業を以て終了して

おりますので、本協議会を廃止するものでございます。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 12 議案第 80 号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について**

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 80 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第 80 号、阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしまして、公園道路の安定的な運営管理に資する財源を確保するため本条例の一部を改正するものでございます。

次の 25 ページに変更の分が新旧対照表で出ております。

まず、二輪車の部分を 100 円から 200 円に、軽自動車の部分を 300 円から 600 円、小型自動車の部分を 600 円から 800 円に改正しております。

補足説明といたしまして、当施設の使用料は平成 26 年の 8 月 30 日の立入規制から徴収ができず、本年 2 月まで実に 3 年半の長期間の無収入となっております。その間の監視業務等に発生いたしました 1 億 9,000 万円を超える金額が赤字となる見込みでございます。また、昨年の 10 月 8 日に発生した爆発的噴火による応急的復旧費が既に 3,000 万円を超えております。今後本復旧に入りますが、その費用も総額 2 億円を超える見込みでございます。加えて 3 月からはロープウェイや駅舎がないという条件の下で見学を予定しております。それにつきましても、新たな安全対策費、仮施設等の維持管理費も発生することになります。今後早期復旧を進め、安全かつ喜ばれる施設利用や見学を提供するにあたり、必要な財源について財政の健全化を念頭に使用料における受益者負担の原則を順守しながら、他の観光施設の料金等も鑑みた範囲の料金改定となっております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

200 円ずつぐらいの価格を上げるということでもありますけれども、まだ今、通行できない状況、そして以前からの話の中で上のガス検知システムができれば通行できるということでもあります。今この時期に上げていいのかという疑問を持っております。というのは、やはり観光を主にするべき時で、上が開通をするということに併せて料金を上げた。逆に 1 年ぐらいは下げるぐらいの措置を取るべきじゃないかと私は思っております。

それから、今、部長のほうの説明で、財政的な財源を確保するということですが、これだけ上げてきちっと財源確保ができるんですか。そのあたりの試算、計算はできているんですか。答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） まず、今、お答えいたしますけれども、タイミングの件でございます。もう本当にこれ以上、今の額面も聞かれたと思います。これ以上市民の方々に負担をさせてはいけないと思いましたが、あれだけの噴火災害があつて、環境省のほうも億単位の工事を行っております。しかしながら、今、見所としては非常にアップしているわけです。ああいう爪痕も一つは観光客の興味でございますし、砂千里も以前より非常に名前のとおりの一面銀世界のようなそういったものも見せております、要素を見せております。世界で火口をのぞき込むことができると、そういうスリルがあるところは世界でここだけです。その価値がありますので、そして今、非常に熊本駅でのインフォメーションも3年閉じていても、インフォメーションの一番は火口と、それと黒川温泉と熊本城という状況でございます。ヘリポートも今は非常に外国人が1万円とか1万3,000円するんですけれども、7分、10分で、それがずっと人気ということでございます。それだけの価値もでございます。そして言いましたとおり、やっぱりこれだけの災害がありまして、県民の皆さんも新聞等、テレビ等でしっかり光景は見ておられます。退避壕以外は全損です、ほぼ全損です。そういった映像を見ておられますので、やっぱりそこは今のご理解がいただけるタイミングで上げるのが最もだと思えました。本当に料金引き上げの件は新聞等に大きく出ました。しかし、今1件の苦情もあっておりません。そして、この件にあたりましては、観光協会、旅館組合さんも、阿蘇中岳の火口見学の安全対策は非常に最高レベルということで、それに対する改正です。とても必要なことですよというご理解もいただいておりますし、火口の一番上で商売をされている方も、やはりしっかりこれは観光客の方からの負担ということが本当だと思えます。市民の負担じゃなくてですね。そういったことが大事だと思いますということでご理解もいただいているところです。それと、周囲の観光地を見ましても、今、九重の夢大橋とか人気でございますけれども、あれも渡るだけで1人が500円です。今回上げました800円でも、それとか球磨の球泉洞とかございますけれども、行政が関与しているところはですね。そこも1人が1,000円でございます。そういうふう今回上げましたけれども、800円にしましたけれども、もうほとんどが2人以上乗っていらっしゃることなので、400円から200円でございます。特にそういうタイミングを邪魔する、支障になるような、風評被害になるような改正ではないと思っております。

それと、今後の試算につきましては、たくさん工事費がかかるということで、一般会計につきましては償還していくような形になると思います。阿蘇山上観光特別会計は、財政共生基金を持っております。余剰はちゃんとそこの基金に入れまして、そこから災害時の工事費とか、今後立入規制に備えた対策に使うと、そういうことになっておりますので、ちゃんときちんとそこにおいて、そして返せる範囲を一般会計に返ししていく。これをそのまま通行料に充ててしまいますと非常に高い金額設定になってしまいますので、ちょっと長期で償還

させていただくようなイメージでやっていきます。

今回の施設利用に関しましては、1.4 kmの道路と駐車場でございます。そういった内容でございます。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

市原正君。

○7番（市原 正君） 課長が今説明をされるのはわかるんです。わかるんですが、実際、上の業者さんあたりの中にも反対があるという声もあると聞いておりますが、本当に皆さん賛成なんですか。そのあたりの確認はきちっとできているんですか。

それからもう1点、やはり私は上げること自体は別に、そら上げてもいいかもしれない。しかし、時期ですよ。この時期に上げるということに対して、やはり阿蘇を見たい、そういった人にPRをすべき時期に料金を上げるということはどうなのか。少し様子を見てからでも遅くはないのじゃないかと考えております。もう答弁はいいです。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それは一部、反対の意見もいただいております。ただ、今、値段を落としてのそういったことではなくて、今大事なことは、観光の業界のいろんな、例えば航空会社とか、JR西日本さんとか、フェリーとかレンタカーさんとか、そういった方たちが今おっしゃっているのは、とにかく早く3月のいつ開くんですかと、そのニュースを早く届けてくださいと、値段はいいんですと。とにかく、熊本県もそうです。熊本城が今見られません、数年。なので、早く3月、いつごろ開くのかというのを3箇月前にニュースがほしいということで私たちも非常に迫られております。しかし、ちゃんと防災訓練もして、ちゃんと環境省さんの検査も終えてということでございますので、そこのジレンマはございますけれども、今は広く世界中に3月から見れるということを周知することが大前提と考えております。よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第13 議案第81号 阿蘇市営住宅条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第13、議案第81号「阿蘇市営住宅条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（阿部節生君） ただ今議題としていただきました議案第81号、阿蘇市営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案集の26ページをお願いいたします。本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、次ページ、27 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。今回の法律につきましては、いわゆる第7次地方分権一括法というものでございまして、この施行によりまして公営住宅法を含む10の法律が一部改正されております。それに伴いまして、公営住宅法に関連します施行規則、施行令の改正がなされております。それによりまして、今回、阿蘇市営住宅条例の一部を改正するというので、第11条の省令第10条を第11条に改正、第12条の省令第11条を省令第12条に改正、第14条の省令第8条を省令第7条に改正するものです。加えまして、第38条で第11条を令第12条に改正、及び第39条の令第11条を令第12条に改正するものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番です。

これ、条例、号を変えて、結局中身は何ですか。ちょっとその辺がわからんですけど。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 条例改正にあたりまして、この地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのが何かと申し上げますと、先ほど第7次の地域分権の一括法ということで改正されるものです。目的としては、公営住宅法関係でございますけれども、地方公共団体に対する義務づけ、枠付けの見直し等がされるということで、先ほど申し上げました公営住宅の施行令、それと施行規則が変わるものです。具体的に内容といいますと、3点主なものがございます。1点は、公営住宅の建て替え事業に伴う明け渡し請求の要件の範囲を拡大したこと。それと、2つ目が既に入居されている認知症患者などの収入申告の際に官公省などの書類閲覧などで手続きができるように緩和すると。それと、最後ですけれども、明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準が今一定額となっておりますけれども、この範囲を定めて緩和するという内容でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第14 議案第82号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第14、議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました議案第82号、平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊2の1ページをお願いいたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,918万9,000

円を追加し、歳入歳出それぞれ 215 億 6,289 万 6,000 円といたしております。

第 2 条の繰越明許費につきましては 5 ページを、地方債補正、第 3 条につきましては 6 ページのほうで説明を申し上げます。

初めに、5 ページをお願いいたします。繰越明許の第 2 表になりますけれども、この表は今年度中に支出が終わらない見込みがあるものについての一覧でございます。翌年度に繰り越して使用するために 1 ページの地方自治法第 213 条の 1 の規定に基づき予算として定めるものでございます。

6 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。一番上の段の追加、医療機器整備事業を新たに追加するもの以外、下の変更につきましては、事業費の確定に伴い起債額の変更を行っているものでございます。

9 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 12 分担金及び負担金、目 9 災害復旧費分担金の 522 万 4,000 円の減額につきましては、県営事業の農政事業につきまして、設計変更によって事業費が減額となりましたので、これに伴って分担金が減額となったものでございます。

その下の款 14 国庫支出金、目 2 民生費国庫負担金につきましては、10 ページの一番下、款 15 県支出金、目 2 民生費県負担金と連動いたしますけれども、自立支援給付費、障害児給付費負担金等と、こういった福祉関連の事業につきましては、事業の性質上、初めのほうに補助金、負担金、扶助費等がまいりますので、事業の確定に伴い今年度の分につきましては事業費の増額を、過年度、平成 28 年度分につきましては新たに事業の精算として、歳入として入ってくるものでございます。

お戻りいただいて、9 ページの下の方でございます。款 14 国庫支出金の目 1 総務費国庫補助金につきましては、歳出のほうで説明をしたいと思います。

11 ページをお願いいたします。款 15 県支出金、目 1 総務費県補助金でございます。熊本復興支援補助金といたしまして、説明の欄に 2 つございますけれども、説明欄の上段につきましては、県が統一ルール分として行っております、既に取り組んでおります復興基金を使った交付金でございます。下の平成 28 年熊本地震復興基金交付金につきましては、今回、県から配分されました創意工夫分でございます。歳入としては 4 億 4,300 万円の配分を受けているところでございます。

12 ページをお願いいたします。真ん中から下でございます。款 20 諸収入、目 1 雑入につきましては、説明の欄の項目の上から 5 項目目、6 項目目、7 項目目でございます。県市町村振興協会から災害支援等、県内市町村の健全な発展を支援することを目的としてこういった交付金が交付されるものでございまして、サマージャンボ、ドリームジャンボ、オータムジャンボ等につきましては、市町村の振興宝くじでございます。ですので、不定期ではございますが、こういった交付金が行われるものでございます。7 項目目につきましては、今回、熊本地震によって大きな被災を受けておりますので、被災した自治体に災害対策支援金として 6,361 万円が交付されるものでございます。

13 ページをお願いいたします。市債でございます。これは 6 ページで説明したものの内訳

になります。3の衛生債以外は事業費の確定に伴って起債額の補正を行っております。

15ページをお願いいたします。中段ほどでございます。款2総務費、目6企画費、補正額として682万1,000円を計上いたしておりますけれども、地方バス運行に係りましては、毎年度、事業の精算に伴って補助金として地方バスを運行しております九州産交のほうに補助金を流しておるんですけれども、今年度の負担するべき金額が確定いたしましたので、682万1,000円を追加しております。

下の方になります。目11光ネットワーク事業費でございます。1,708万3,000円を追加しておりますけれども、これは光ケーブルの移転、新規引き込み、修繕など、テレワークセンターに委託して事業を行っているものでございます。

目16公共施設管理費基金費につきましては、阿蘇市では今年の3月に公共施設等総合管理計画の策定を行いまして、施設の適正な管理に向けての計画を立てているところでございますけれども、今後、こういった公共施設につきましては、老朽化による修繕ですとか取り壊し、施設の集約・複合化などが見込まれます。そういった不測の事態と申しますか、そういった事態に備えるために基金として1億円を積み立てるものでございます。

16ページをお願いします。上でございます。目18熊本地震復興基金費でございます。復興基金の条例の策定のときに総務部長が説明しましたとおり、今年度の予算として1,752万円を、31ページ、32ページのほうに記載しておりますが、この金額を差し引いた4億2,548万円を基金として積み立てるものでございます。

17ページをお願いいたします。款3民生費、目3障害者福祉費の節20扶助費から福祉関係につきましては、節23償還金利子等で予算が計上されてございます。これは、歳入のときに説明いたしましたように、事業の性質上、あらかじめ補助金、負担金が歳入してまいりますので、事業の確定に伴い現年度につきましては償還金利子等々で返還を行うものでございます。同様に、過年度、平成28年度につきましては、事業の確定に伴い償還金利子等でお金を返還するものでございます。

18ページの目15の臨時福祉給付金費も同様でございます。

19ページをお願いします。同じく目1児童福祉総務費、目2母子福祉費、目3児童運営費20ページの項4災害救助費の目1災害救助費についても同じ理由でございます。

続いて、20ページの目3仮設住宅管理費、負担金補助及び交付金といたしまして1,450万円を計上いたしておりますけれども、これは説明の欄にございますように、仮設入居者等の転居費用の補助金として予算を計上しているところでございます。

22ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目3農業振興費でございます。節19負担金補助及び交付金として、説明の欄の上から3つ目の項目、攻めの園芸生産対策事業費補助金（灌水施設）につきましては、トマト、花卉農業に関する4件の補助金でございます。その下の4項目目の攻めの園芸生産対策事業費補助金（二重カーテン）につきましては、アスパラ農家に対する補助金でございます。県と市で約2分の1程度の補助金でございます。内訳としては県が3分の1、市が6分の1の補助でございます。

目4畜産振興費、節12と13に予算を計上してございますが、この予算につきましては去

る9月15日に発生いたしました宮地にございます希望畜産の火災に伴う建築確認申請手数料と設計業務の委託に係る予算でございます。合計551万円を計上しているところでございます。

飛びますが、25ページをお願いいたします。款6商工費、目9地域振興対策費でございます。金額は小さいんですけども、説明の欄の1行目でございます。このフィールドミュージアム構想実践事業委託料として50万円を計上いたしております。この事業につきましては、地方創生推進交付金、地域未来分として県との連携事業によって今年度から3箇年取り組む事業でございまして、新たな観光資源を活かした構想事業の委託料となっております。

26ページをお願いいたします。款7土木費、目2道路新設改良費でございます。これは、節19負担金補助及び交付金でございまして、県道改修に係る負担金、具体的には県営工事として大正橋関連の工事を行ってございまして、この負担金の追加分でございます。

27ページをお願いいたします。同じ款の項5住宅費、目3災害公営住宅建設費でございます。節15工事請負費として1,000万円を計上いたしておりますが、これは既存の小里団地の解体にかかる工事請負費でございます。

28ページをお願いいたします。款9教育費、目2事務局費でございます。節13の委託料、説明の欄の下のほうでございますが、総合行政システム、就学援助システム導入委託料として264万6,000円を計上いたしております。これは、就学援助等の事務に係るマイナンバーを使ったシステム改修の委託料でございます。

節15工事請負費の150万円につきましては、熊本地震によって旧乙姫小学校のグラウンドの西側部分等の擁壁の崩壊が見られます。この修繕工事に係る予算でございます。

また飛びますが、31ページをお願いいたします。31ページの一番下の表になります。款10災害復旧費、目2被災宅地復旧支援事業費等、32ページの項6その他公共公用施設災害復旧費の目5地域水道施設復旧事業費につきましては、基金のところで説明をいたしました、今年度阿蘇市に配分された創意工夫分を使つての基金事業でございます。合計が1,752万円になるところでございますが、31ページの被災宅地地盤調査事業補助金につきましては、熊本地震によって被災したメカニズムを解明するための調査研究に係る委託費でございます。下の合併処理浄化槽の再生支援事業につきましては、下水道区域の中でも下水道の未整備地域がございます。こういったところに新たに家を建設するには、どうしても合併処理浄化槽での申請にならざるを得ません。そういった新たに家屋を建設される方についての補助金でございます。予算額は332万円でございます。

最後の民営管理簡易水道施設復旧支援事業につきましては、的石・車帰地区が行政区として管理を行っております水道施設の災害復旧支援事業でございます。予算は120万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。午前中あと10分程度でございますが、午前中の会議をこの辺で止めたいと思います。質疑につきましては、午後に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

午前中の平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について、これから質疑を行います。質疑のある方。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。2 点質問をします。

17 ページの復興支援ボランティア連携推進事業補助金、これはどういった性格のものか。

それから、先ほど新しい言葉が出てきましたが、25 ページ、フィールドミュージアム構想実践事業委託料、これをもうちょっと詳しく説明をほしいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、17 ページの負補交 200 万円ですね、復興支援ボランティア連携推進事業についてご説明します。事業につきましては、被災地域と災害ボランティア団体が連携して、迅速、効果的な被災者支援を進めるために被災者の支援を行うボランティア団体に対して活動の助成を行うということで、具体的には子ども支援とか、親の支援、子どもの遊び場づくりとか、育児の支援、それから日常生活支援ということでは、移動とか買い物等をボランティアが支援をしていく。それから、被災地域の自立的復興に向けた人材育成をするボランティアに対してということで、これについては、人件費は対象になりません。通常の講師を雇って謝金とか消耗品、そういったことだと思います。例えば、被災者向けの講座とか、遊び、講演とか、そういった形の活動費だと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 25 ページのフィールドミュージアム構想実践事業委託料になります。このフィールドミュージアムといいますのは、環境共生基金で阿蘇の草原を以前調査しております。その中で、阿蘇の北外輪山、宮坂の牧野の中に非常に希少な湿地がありまして、そこに希少植物がかなり群生しているということで、この宮坂湿地の希少植物等を今後観光資源として活用できないかという部分の構想でございます。ただこれにつきましては、牧野さんの関係であつたりとか、どういった動植物が、どのくらい植物があるのかという部分を調査しながら、あと中に人が入ります。やはり防疫体制という部分も非常に牧野の場合については放牧地でございますので、調査をして、どういう対策が必要かという部分がございますので、そういった諸々の事業を 3 年間かけて調査をしながら、調査結果次第によっては観光資源として活用していきたいという事業でございます。今回、上げております予算については、やはりこの湿地がこれまで保たれてきたというのは、農家の方たちが野焼きをこれまでしていただいていたという部分が非常に大きいところがございますので、今回、

野焼きについて映像で押さえていただいで、野焼き後にすぐキスマレとかが出てきます。そういった部分を再度映像で押さえるという部分になります。来年度以降については、1年間かけて植物を映像、動画等で押さえながら、防疫体制、そういった部分の調査を進めていくという事業でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 最初の説明はわかりましたけれども、フィールドミュージアムについてもうちょっと、地元の牧野の中にあるという説明ですけれども、地元の牧野組合等の理解、そういったものはちゃんと得られているのか。そのあたりはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 地元の牧野につきましては、先日、11月の当初だったと思いますが、牧野のほう、臨時総会を開いていただきまして、この部分について一応提案をさせていただいております。牧野の総意としては、こういった部分については利活用ができるのであればやっていきたいと。ただ、やはり一番気になっておりますのは防疫体制という部分で、口蹄疫等々、非常に心配されていらっしゃる場所もございまして、まずは、日本人のほうの受け入れについてはどうにかいいんじゃないかと。ただ外国人の受け入れの部分については、まだまだちょっとそこは待っていただきたいというお声が上がっておりますので、まずは日本人をターゲットとした取り組みになるのかなと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

6番、菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅でございます。2点質問いたします。

25ページ、土木費、土木総務費の中に、節19宅地耐震化推進事業補助金と3,000万円補正されておりますが、その事業内容と、あと1点、27ページ、土木費の中の住宅建設費委託料として600万円、市営住宅アスベスト含有量調査業務委託料ですね。この内容をお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はじめの宅地耐震化推進事業補助金3,000万円の補正ということでございますが、以前から件数は変わっておりません。個人の方が業者さんに設計見積もりをお願いしたところ工法が大型ブロックということや、施工範囲も広がったということで、3,000万円増額しないと事業ができないという内容でございます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 27ページのアスベスト含有量調査についてご説明いたします。アスベストの含有に関する問題がございまして、微量でもいろいろな家屋等に含まれている含有量を把握するということで国が公営住宅等についても調査をなさないと、これは建てられた年代で使われている材質で含有量が多かったり、少なかったりするんですけれども、これまでは一定量はクリアしているということでございますけれども、微量でも調査するとい

うことになりまして、国が全額補助で調査をしろということで、阿蘇市の場合は主に簡2の長屋状態でつくられた昭和の分から平成の初期までの分が調査対象ということで、一応25団地を調査するように計画しているところです。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 25ページのこの宅地耐震化の推進事業の説明がありましたが、これは件数が満ったという認識でいいですか。

それと、この財源はここに書いてあります国・県支出金が1,500万円、一般財源が1,500万円ということで、これは2分の1ぐらいの補助率でしょうか。そこ2点、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 件数的には変わっておりません。工法で金額が上がったということでございます。

財源の内訳としましては、半分が国庫補助金です。残り半分の80%が特別交付税です。1割が自治体負担ということになっております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。3点ほど質問いたします。

熊本復興基金の創意工夫分ですけれども、4億4,300万円で、3つほど事業の予算が付いておりますが、この予算が12月議会に間に合った経緯と理由をご説明願います。3つほど出ています。他のが間に合わなかった理由があれば、それも説明願います。

そして、地方バスの補助金分ですが、15ページです。680万円の増額になっておりますが、この増額になった理由をお願いします。特にあまり変わってないと思うんですが、どこが理由で増額になったのか。あと、それに伴った乙姫のバスが、JRが乙姫のファミリーマートまで来ていまして、産交バスは内牧駅までしか来ていませぬのでその間がつながってないんですけれども、これに対応していくことはどうするのかと。そのことについて質問いたします。

それと、共同墓地の予算が上がっていましたが、これは何なのか。墓地自体はそれぞれ個人のものだと思うんですけれども、どういった理由で補助事業が付いたのか。

この3点についてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご質問の1点目でございます。復興基金の事業化がなぜ間に合ったかという話は、その予算立てをする前に県からの配分があったからでございます。こういった基金事業については、各課からどういった事業をやりたいということでの精査をこちらで行っているんですけれども、今回予算計上した以外のものについては、平成30年度以降にまだ精査が必要ということで事業化になってないものでございます。

2点目の15ページの地方バスの補助金でございますけれども、阿蘇市の場合、地方バスの運行については九州産交をお願いしているところでございますが、この負担金補助金のその算出にあたっては、九州産交が県内全市町村の走っている路線の総経費を出されて、阿蘇市

がその路線バスとして運行しているその経路に掛けて、それから収入を引いて負担金を出します。今回、熊本地震の発生によって、そもそもその全経費が上がったというのが一つ理由でございます。それに加えて、阿蘇市の路線バスの収入が地震によって減ったというのが補助金が上がったその最たる理由でございます。

内牧からつなぎの部分、ファミリーマートで今乗降場が設置してありますけれども、この点については6月の議会で谷崎市議のほうからご質問があって、その後、阿蘇高校の生徒さんにアンケート調査を実施するという約束をいたしました。8月末までだったと思いますけれども、アンケート調査を実際行って回答をいただいております。ただ、その中ではこういった需要というものが一つもなかったというのがございますので、今の状況を今後も継続していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 先ほどお尋ねがありました21ページ、共同墓地復旧支援事業補助金について説明をさせていただきます。この事業は、県の復興基金を活用するものでございまして、対象となるものが地域、集落共有の墓地について、例えば通路部分、それから擁壁等の共有部分のみ復旧に要する経費を支援する事業でございます。2分の1が補助となっておりますので、残りの2分1はその墓地を管理する共同の管理者のほうで負担をしていただくという事業になっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 創意工夫分の、県から来ている4億4,300万円につきましては、間に合ったものはもう前から上がっていたということで理解しますが、各課からいろいろ上がってくると思うんですけれども、時期的に大体次の3月議会ぐらいまでには出そろってしまうのか、その見込みと、現在大体何%ぐらい決まっているのか、復興基金、創意工夫分が大体何%ぐらい決まっているのか、それについてお尋ねします。

それと、JRの、先ほど内牧駅と乙姫のファミリーマートの間の件ですけれども、学生だけというわけではなくて、乙姫の方々から内牧から来る方がいなくなった、そこまでしか止まらないのでバス自体が意味がないんじゃないかと言われる方もおられたし、広町の方々の中で、あちらから行くのにJRに連結できないという話がありましたので、地域住民の方か区長さん方にも聞かれてみたらいかがかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 1点目の復興基金関係のご質問でございますが、現時点ではっきり決まっているというものはありません。実現が一番高いのは、教育関係の高校生の通学バス支援の分が一番取り組み的には実現が可能だと思っております。そういった実現が可能なものについては、3月議会、当初予算のほうで計上がなされるものと思っております。その点については、まだ30年度以降も内部できちんと精査を行って事業化していくような計画を立てております。

2点目のそのバス関係ですね。内牧駅については、ご質問のとおり区長さんたちに意見を

聞くということは今後やっていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 創意工夫分については、なるべく急いでいただきたいし、皆さんはどうやって復興すればいいんだろうかと非常に悩んでおられますので、急いでいただきたいと思います。できるなら3月ぐらいに決めてほしいなと思うんですけど、難しいですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 努力はいたしますけれども、時間を掛けて精査しなければならぬものもございますので、優先順位をきちんと付して、内部で精査したいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 同じ15ページの1点だけ、公用車のドライブレコーダー27万円が出ておりますが、何台分か。現状、何台か付けられておりますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今回予算のほうに上げさせていただいておりますのは、利用頻度の高い10台程度をまずは試験的に運行してみようということで考えております。今現在、公用車に付いているドライブレコーダーはございません。今回の予算でもって新たに10台程度試験的に付けてみようというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） この間からあおり運転とか、ドライブレコーダーが非常に今利用されているという中で、10台分ということになりますと2万7,000円ぐらいしますか。えらい高いですね。通常1万円も出せばいいやつが前後ろ付きであるじゃないですか。通販あたりを言うと4,000円ぐらいでありますよね。ちょっと高いんじゃないかなと思います。値段的に言うとそういうことにはなりますが、やはり試験的に10台程度やってみるということですが、今後、毎回公用車の事故が出ますよね。そういったことで、これは今の時代ですから増やしていったほうがいいんじゃないですか。ある程度、運転手の検証もできますし、非常にそういうところが役立つんじゃないかなと思います。試験的であるということですので今後取り付けていくとは思いますが、もうちょっと安いやつでいいんじゃないですか。予算的に27万円で、それから業者とのあれで5,000円～6,000円で、数多く付けて、非常に今性能がよくなっておりますので、あるタクシー会社によると運転手の運転の姿勢が大分変わってきたと。やっぱり監視されることはあんまりいいことじゃありませんが、そういうことで対応していかないと非常に事故等も発生しておりますので、その点は今後しっかりやってください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ご指摘がありましたように、ドライブレコーダーについては様々な性能の物があり、安い品物につきましては電波障害等々を起こしたりということ、それから1年も保たずに壊れてしまったりという実例がたくさん報告されておるところで、ある程度のメーカーの品物を想定しておるところでございまして、またこのドライブレコー

ダーの記録映像を撮りためておくための装備も必要と、単体のみでなくてですね、SDカードも付属されているものと、記録時間が短いということもありますので、そういったところまで引くくめて1台当たり2万5,000円ぐらいの想定をしておるところでございます。機種を選定にあたっては、今後、なるべく安い経費で運用ができるようにということで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 11番、湯浅正司君

○11番（湯浅正司君） 1点お聞きします。

22ページの畜産振興費の役務費委託料550万円とありますが、この説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ご説明いたします。

22ページの畜産振興費でございますけれども、551万円を計上させていただいております。こちらのほうは、本年9月19日に発生いたしました宮地の希望畜産の堆肥舎火災によりまして、新たに新築する際の実施設計業務委託料と、工事を着工する前に建築確認申請が必要ということで、そちらの費用を併せまして551万円を計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君

○11番（湯浅正司君） 火災に遭ってなったということですが、これ同じ場所か何かで建てるのに確認申請、そういう設計委託料も、そういうやつもいるんですかね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） こちらの経費につきましては、今回の火災は全焼扱いになっております。現場を見ますと屋根材の部分が焼失しておりまして、残り鉄骨部材が残っております。コンクリートでありますと鉄骨自体が300℃近い熱で、強度が非常に落ちているということで、こちらのほうは解体しまして新たに新築するということでございます。当該施設につきましては、昭和60年代に整備されたものでございますので、約30年前ということでございます。その当時の設計基準から現在の設計基準にはめまるとかなりの規制が入っているということでございまして、そちらの分で今回設計の費用を上げさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手です。

22ページの農業振興費の中の負担金補助及び交付金ということで、下から2行目の農業経営向上支援事業ということで80万円予算が上げられておりますし、それともう1点、阿蘇火山活動降灰地域緊急土壌矯正事業費補助金、これ20万3,000円、この支援事業というのはどのような支援をするのか、どこに委託して支援されるのか。それと下の火山活動の降灰の対策についてでございますけれども、これは一昨年のヨナ対策の土壌の改良と思っておりますが、このヨナで非常に酸性になっております。特に一の宮においては、北のほうにおいてはそうでもありませんが、やはり線路から上、かなり酸性になっております。何人かはトウキビを植えておったけれども、もう全然育たなくて枯れてしまったということでございますが、何

かこの辺の 20 万円は少ないのじゃないかと。もう少し、やはり土壌改良材なんかを配付されたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず 1 点目のご質問でございます。22 ページの 3 農業振興費の負担金補助及び交付金の農業経営力向上支援事業補助金でございます。こちらの事業の内容といたしまして、集落営農でございますけれども、この 2 団体が法人化に向けて設立総会でございますとか、法人登記に係ります登記費用、そういう法人化に向けた経費を国が支援するという事業でございます。今回上げさせていただいておりますのは、2 つの集落営農の分でございます、1 集落営農に対しまして 40 万円を限度に国が支援するものでございます。

それからもう 1 点でございます。その下の阿蘇火山活動降灰地域緊急土壌矯正事業費補助金でございます。議員おっしゃいますとおり、昨年 10 月の噴火によりまして、旧一の宮町地区を中心に非常に大きな被害が出ております。今回、大麦の作付けされておる農家の方から強い要望がございまして、今回予算化をさせていただいております。面積で約 43ha でございまして、生産者の方が 77 戸でございます。施肥基準といたしまして、pH 値といたしまして 5.5 未満の降灰量が 10 a 当たり概ね 1,000 kg 以上ある場合という条件がございまして、その土壌矯正のための苦土石灰の投入に対しまして補助するものでございます。補助率といたしまして、県が 3 分の 1、市が 3 分の 1、農家側が 3 分の 1 という補助率になっております。ちなみに施肥量といたしまして、10 a 当たり 30 kg という目安を設けさせていただいておりますけれども、今回 43ha に対する施肥量 30 kg の分の約 13 t 分を、30 kg 単位で申しますと 440 袋を予算化させていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 先ほどの畜産振興費の中で、全焼とおっしゃいましたよね。これは、当然ながら火災保険は入っているわけでしょう。その辺はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますけれども、火災保険には入っております。

○議長（藏原博敏君） 18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） ちなみに、火災保険の額はいくらでございましたか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 手元に持っておりませんので、後ほど金額のほうはお答えしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 15 議案第 83 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、議案第 83 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補

正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） お疲れでございます。

ただ今議題としていただきました議案第83号、平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

資料は、別冊3をお願いします。

1 ページでございますけれども、本予算は3号補正でございます。第1条でございますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,890万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億7,674万円といたしました。

3 ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、社会資本整備総合交付金の事業補助金の交付に伴いまして、表でございますとおり下水道事業債の限度額を2,790万円減額いたしまして、1億5,370万円に減額するものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。款3国庫支出金、目1下水道事業費国庫補助金の3,100万円の減額、それと下の方の表の款8市債、目1下水道事業債の2,790万円の減額につきましては、社会整備総合交付金の交付決定に伴いまして計画年度を見直しまして減額するものでございます。

次の6ページでございます。歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費、それと目2維持管理費につきましては、実績等により調整をさせていただいております。

7 ページをお願いいたします。下の表でございます。款2事業費、目1下水道事業費でございますけれども、社会資本整備総合交付金事業に関する補正でございます。

節13の委託料、説明の一番上の測量設計業務委託料の200万円の減額につきましては、入札差額による減でございます。また、次の処理場等耐震診断設計業務委託料の1,000万円の増額につきましては、新橋汚水中継ポンプ場の耐震設計の追加等による増額でございます。

節15工事請負費でございますけれども、管渠工事の7,000万円の減額につきましては、交付額の決定に併せまして黒川地区の管渠整備、それと特殊舗装の復旧等につきまして計画年度を調整させていただいて減額するものでございます。

8 ページでございます。下の表の款5災害復旧費、目1下水道施設災害復旧費でございますけれども、節15工事請負費の阿蘇市公共下水道根幹的施設の建設に関する協定の392万円の増額につきましては、処理場災害復旧工事におきまして交通規制等ができないところがございます。仮設工事の変更等を生じ、増額するものでございます。また、阿蘇市公共下水道汚水管渠災害復旧工事の400万円の増額につきましては、土質不良、通行規制の誓約等から改札工事から推進工事へ変更するなどの工法検討を行いまして増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 84 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 84 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 84 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,747 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 43 億 7,526 万 7,000 円と決めました。

4 ページをお願いします。歳入につきましては、款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金に 1,747 万 5,000 円を増額しております。こちらにつきましては、保険基盤安定負担金の平成 29 年度分の額の確定によりまして増額するものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費 249 万 7,000 円を増額しております。10 月 1 日人事異動によりまして、人件費を増額するものでございます。

6 ページをお願いいたします。款 10 諸支出金の目 1 一般被保険者保険税還付金といたしまして 100 万円を増額しております。こちらにつきましては、熊本地震の被災者に係る保険税の過年度分、平成 28 年度分の還付金となっております。

款 11 予備費といたしまして 1,397 万 8,000 円、こちらにつきましては、予備費で財源調整ということで増額しております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 3 番、岩下です。

この一般会計を繰り入れて予備費を増額する意味がよくわからないんです。というのは、一般会計繰入金というのが、その保険基盤安定繰入金等でどうしても入ってくる金だとすれば理解せざるを得ないんですが、通常一般会計繰入金を入れて、それから予備費を増額して、予備費の使い道はどうするのかということ伺います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 歳入の繰入金につきましては、一般会計繰入金ということで特定財源になりますので、こちらにつきましては 5 ページの款 2、款 3、款 5、こちらのほうに充当しております。従いまして、一般財源が不用額となりますので、こちらの一般財源のマイナス分を予備費のほうに増額といった形になっております。

○議長（藏原博敏君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 17 議案第 85 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について**

○議長（藏原博敏君） 日程第 17、議案第 85 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 85 号、平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 5 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 98 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 6,242 万 4,000 円と決めました。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 4 国庫支出金、目 3 事業費補助金といたしまして 67 万 4,000 円を増額しております。こちら、介護保険制度改正によりまして、事業者台帳システム及び介護保険システム、こちらを改修するものでございまして、こちらにつきましては国のほうから補助をいただくことになっております。

5 ページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費に 102 万円を増額しております。先ほどの歳入分といたしまして国庫補助金を充てておりますが、システムの改修分が主なものでございます。

続きまして、款 7 諸支出金、目 1 保険料還付金といたしまして 100 万円を増額しております。こちらにつきましては、熊本地震の被災者に係る保険料の過年度還付分ということで計上しているものでございます。

款 8 予備費といたしまして 130 万円を減額しております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 18 議案第 86 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について**

○議長（藏原博敏君） 日程第 18、議案第 86 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 86 号、平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 6 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 287 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 1,664 万 5,000 円と決めました。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 4 繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金につきまして 311 万 2,000 円を減額しております。保険基盤安定負担金の平成 29 年度分の額の確定によりまして減額するものでございます。

続きまして、款 6 諸収入、目 1 保険料還付金といたしまして 24 万円を増額しております。

5 ページをお願いいたします。歳出です。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 311 万 2,000 円を減額しております。先ほどの繰入金につきましては、広域連合のほうにここで納付することになります。従いまして、歳入と同額を減額するものでございます。

続きまして、款 4 諸支出金、目 1 保険料還付金といたしまして 24 万円を増額しております。歳入で受け入れしものをこちらで被災者の方々に還付するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 19 議案第 87 号 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 19、議案第 87 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました議案第 87 号平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊 7 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるといたしております。今回予算の組み替えを行ったものでございまして、予算の総額の増減が発生しているわけではございません。

4 ページをお願いいたします。歳出でございます。この 4 ページにございまして、予備費から簡易水道本管敷設工事分として、水道管理費のほうへ 200 万円の組み替えを行ってございます。具体的には、県道内牧坂梨線の改良工事が行われておりますけれども、手野地区においてはバイパス工事ということで県道から別にバイパス工事が工事としてつくられております。そのバイパス工事に伴って県道から水道の本管を移設する、この工事に併せて工事を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 88 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 20、議案第 88 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 88 号、別冊の 8 をご覧ください。平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開けください。本補正予算は、第 3 号になります。第 4 条、予算といたしまして病院及び波野診療所の建物設備等資本に係る予算を補正させていただいております。

まず、資本的収入につきましては、他会計負担金を 240 万円、補助金を 475 万 2,000 円、合計の 715 万 2,000 円増額させていただきました。資本的支出につきましては、建設改良費といたしまして 723 万 6,000 円を増額させていただいております。

詳細は、5 ページをご覧ください。順不同になりますが、説明の都合で支出のほうから説明させていただきます。資本的支出の固定資産購入費におきまして、合計で医療機器等備品購入費といたしまして 723 万 6,000 円を計上させていただきました。

まず、1 つ目は、波野診療所に導入します一般 X 線撮影画像処理装置の 496 万 8,000 円でございます。これにつきましては、現在波野診療所で使っております一般 X 線撮影装置が平成 7 年の導入以降、もう 22 年経過いたしております。老朽化による更新でございます。なお、その際、阿蘇医療センターと電子カルテを対応するような形で画像処理装置を今回併せて、セットにして導入を予定しております。

次に、病院用空気圧清浄器といたしまして、226 万 8,000 円。これにつきましては、阿蘇医療センターが感染症指定医療機関ということで県の指定を受けております。新型インフルエンザとか、ちょっと以前話題になりました M E R S、中東呼吸器症候群のような感染症が発生した場合の院内感染防止対策として、簡易陰圧機能付きの空気清浄機を 1 台購入予定です。これが 226 万 8,000 円となっております。その使用につきましては、その財源を表しておりますが、まず他会計負担金 240 万円なんです、これにつきましてはその下の県の補助金といたしまして、へき地診療所設備整備事業補助金が事業費の 2 分の 1 として 248 万 4,000 円予定しておりますが、その補助残を波野地区は過疎地域の指定を受けております有利な過疎債の借入れができますので、一般会計のほうで過疎債を借入れていただきまして、それを病院の事業会計のほうに繰り出していただくということで 240 万円上げさせていただいております。

もう一つの感染症指定医療機関のほうにつきましては、平成 29 年度熊本県感染症指定医療機関設備整備事業費補助金といたしまして、これは 10 割、全額補助になっております。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番議員、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

他会計負担金ということで240万円、一般会計からの負担ですけれども、病院独自でこの金ぐらいは出せないんですか。病院の経営は随分よくなっているということで聞いておりますけれども、そのへき地のいろいろがあるということですから、それを病院独自で準備はできないか。その辺はどうですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんです、出せるか、出せないかでは、出せるのは出せます。ただ、実際こういったものにつきましては、借り入れが可能であればできるだけ借り入れさせていただいて、分割して返済をさせていただくと、そのほうが会計処理上も、病院の経理上も有利になります。なおかつ、過疎債という有利な起債が借りれますので、今回一般会計のほうで借りていただいて、それを病院のほうに繰り出していただくということの方策として、手段としてさせていただきました。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 過疎債があるから有利だというのはわかりますけれども、じゃ一応負担金と出ていますけれども、これ一般会計に病院のほうから何年で償還するんですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 借入期間につきましては、借入の許可が出てから、そこと協議して決定することになっております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今の関連ですけれども、償還が前提だったら、負担金じゃなくて借入金じゃないんですかね、科目は。過疎債分は7割補助ですかね、8割補助、どのくらいかわかりませんが、補助額以外の方は病院から出すということになるんですか。一般会計からは、もう負担金で来ているから、もう一般会計が負担しているということになるんでしょうか。

それと、収入額が715万2,000円で支出額が723万6,000円なんですけれども、これが合っていないのは、合わせなくてよろしいんでしょうか。

その2つ、聞きます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ご質問にお答えします。

予算処理上、過疎債を一般会計のほうで借りていただいて、それは他会計繰出金という一般会計のほうの予算処理がございますので、当院といたしましては一般会計のほうに返済しますが、予算の計上は他会計負担金ということで繰り入れをさせていただきます。

それと、端数が合わないことにつきましては、8万4,000円合いません。それは、過疎債が10万円以下が切り捨てということで、本来であれば事業費496万8,000円の2分の1が県補助で248万4,000円来るんですが、同額を過疎債で借り入れられれば、そこはイコールになったんですが、過疎債は10万円以下切り捨てなものですから、端数の8万4,000円は今ま

でどおり、過年度分損益勘定留保資金、病院の中の会計処理をさせていただくという  
こと  
で  
予  
定  
し  
て  
お  
り  
ま  
す。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

日程第 21 議案第 89 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ASO 田園空間博物館総合案内所)

日程第 22 議案第 90 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇駅前噴水広場)

日程第 23 議案第 91 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市農畜産物処理加工施設)

日程第 24 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市神楽苑)

日程第 25 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館)

日程第 26 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市森の体験交流施設)

日程第 27 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市はな阿蘇美)

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 21、議案第 89 号「公の施設の指定管理  
者  
の  
指  
定  
に  
つ  
い  
て  
(ASO 田園空間博物館総合案内所)」から、日程第 27、議案第 95 号「公  
の  
施  
設  
の  
指  
定  
管  
理  
者  
の  
指  
定  
に  
つ  
い  
て  
(阿蘇市はな阿蘇美)」までの 7 件を一括議題にしたいと  
思  
い  
ま  
す。  
こ  
れ  
に  
ご  
異  
議  
あ  
り  
ま  
せ  
ん  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、日程第 21、議案第 89 号「公の施設  
の  
指  
定  
管  
理  
者  
の  
指  
定  
に  
つ  
い  
て  
(ASO 田園空間博物館総合案内所)」から、日程第 27、議案  
第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇市はな阿蘇美)」までの 7 件を一括議  
題  
に  
す  
る  
こ  
と  
に  
決  
定  
い  
た  
し  
ま  
し  
た。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案集の 29 ページからになります。お開きをお願い申し上げます。ただ今一括議題として  
い  
た  
だ  
き  
ま  
し  
た  
公  
の  
施  
設  
の  
指  
定  
管  
理  
者  
の  
指  
定  
に  
つ  
い  
て、議案第 89 号から議案第 95 号まで  
に  
な  
り  
ま  
す  
け  
れ  
ど  
も  
ご  
説  
明  
を  
申  
し  
上  
げ  
ま  
す。

提案の理由でございます。いずれの議案につきましても、それぞれの公の施設につきまし  
て  
公  
の  
施  
設  
の  
指  
定  
管  
理  
者  
を  
指  
定  
し  
た  
い  
の  
で、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の

施設における指定管理者の手続きに関する条例第5条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、29ページ、議案第89号になります。公の施設の名称、ASO田園空間博物館総合案内所、指定管理者に指定する団体、NPO法人ASO田園空間博物館でございます。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。

30ページをお願いします。議案第90号になります。公の施設の名称、阿蘇駅前噴水広場でございます。指定管理者に指定する団体、NPO法人ASO田園空間博物館、指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間になります。

31ページをお願いします。議案第91号になります。公の施設の名称、阿蘇市農畜産物処理加工施設。指定管理者に指定する団体、株式会社阿蘇おふくろ工房、指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間になります。

32ページをお願い申し上げます。議案第92号になります。公の施設の名称、阿蘇市神楽苑でございます。指定管理者に指定する団体、株式会社神楽苑、指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間になります。

33ページ、議案第93号になります。公の施設の名称、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館です。指定管理者に指定する団体、株式会社神楽苑、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間になります。

34ページ、議案第94号をお願い申し上げます。公の施設の名称、阿蘇市森の体験交流施設、指定管理者に指定する団体、株式会社神楽苑でございます。指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

最後35ページ、議案第95号になります。公の施設の名称、阿蘇市はな阿蘇美。指定管理者に指定する団体、有限会社木之内農園 波野支店でございます。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

以上、一括して説明をさせていただきました。ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 今、総務部長のほうで説明がありましたが、委員会の付託のほうは経済建設になっていますが、どちらが本当ですか。総務部長ならば私は質問ができませんが。

○議長（藏原博敏君） 個別の質疑に関しましては経済建設の所管になります。募集に関しましては総務の所管になりますので、質問の内容が募集についてのお尋ねだったら総務がお答えいたします。

市原正君。

○7番（市原 正君） 総務の私も質問もいいということですか。

○議長（藏原博敏君） 内容次第ですね。

市原正君。

○7番（市原 正君） それでは、内容について質問をいたしますが、この中で新しい名前

が出てきていますが、この部分についてはきちんと担当課のほうで精査が行われたのか。それから、以前から話をしていますが、こういった施設を貸す場合に連帯保証人を付けたらどうかという話をしておりますが、そういったことについて所管のほうで検討されたのか。その2点について、答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） それでは、要件が複雑に絡みますけれども、一応内容が内容ですので、所管に関わることですが、財政課長、お願いします。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

1 点目の保証人ですよね、保証人につきましては、募集の中で求めるようなことは行っておりません。募集要項でも保証人を求めることは決めておりません。

2 点目の中身を精査したかという点については、今回、審査にあたって経営状況についてはずぶの素人の職員ではどうかのご指摘もございましたので、中小企業診断士の方に業務の委託を行いまして、申請書が上がったものをすべて、過去何年間分というこの経理状況については中身をきちんと見ていただいた上で、所感という形で講評をいただいております。その講評を基に審査委員がそれぞれ点数を付したという形での精査を行っております。

○議長（藏原博敏君） 他にございませんか。

15 番、古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 15 番、古澤です。

このはな阿蘇美については、以前からいろいろと問題があって、昨年9月にちょっと店の分だけこの木之内農園が経営したということで、私とその経緯を聞いた記憶があります。それから先、この新しい木之内さんにするためには、本来は議会なり何なりに説明するのが筋じゃなかったのかと思っております。急に予算化して、この中の補正予算にも載っておりますけれども、そういうことを指摘を申し上げて、この木之内農園波野支店と、そしてまた波野の中江と、番地が私の斜め前2338番、ここの屋敷は幽霊屋敷でございます。私を感じるころは、ここには例えば中江地区に住みますよとか、中江地区の住民になりますよといったことは1回もありません。それでもってきて波野支店ということでやっていただくなら、非常にちょっと審査の状況がおかしいんじゃないかと。この人のこと自体、私もいろいろ言っておりますけれども、平成32年までは水は無料ですよとか、要らぬことをいただいておりますけれども、そういうことで、私はこの人の指定管理者については、こら経済建設ですけれども、個人的には認められません。そういうことです。だから、その実態をどうして調査したのか、中江に来て調べたのか。そして、その経済的にいいと言いましたけれども、この人は恐らく立野で今赤字が1億円とか計上して、復興基金をもらわんと運営ができんとかいう状況で、今からハウスを建て直してやるとか、そういうことの内容がテレビで何回も放映されております。そういうことをちゃんと調べたのか。ちょっとお聞きします。後で来るのは、大学生のアルバイト兼研修生だろうと思っておりますけど。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご質問は、波野支店の所在を確認したかということでよろしいでしょうか。そのご質問でございますけれども、本店、支店所在を置くには登記が必要にな

るんですけれども、どこに置いても自由というか、建物とかがあれば置くことができるんだらうと思うんですよ。ですので、例えば本店がそこにあるかだとか、支店があるかについては、確認の必要はないと思いますけれども。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） ですから、そういう点を審査して、議会の人々も経済建設なんかはわかっているのかということですよ。今からするて、もう決まっとるんです、これ。決めるんですから。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 今回上程いたしましたものは、その選定委員会の決定を議会にお諮りして、今からご審議いただくということで、一応木之内農園ということではな阿蘇美は、委員会としては決定したと、そういうことでの上程でございますので、決定しているわけではございません。今からご審議いただいて、承認ということになるかと思います。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） どうも意味がわからん。本当にこの人は、住民票の本社は立野ですよ。だから、便宜上、波野支店ということで波野支店の名前を勝手に出しとると。やっぱり波野、阿蘇市民じゃないと都合が悪い、住民票がいるから、そういうことなんですよ。それが審査の状況になるんですよ。だから、私はちょっとこのことにつきましては、納得がいかないと、ただ言っているだけです。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） すみません、お答えにならないかもしれないんですけども、要は支店を波野に置いたということで、それでよろしいと思うんですけども。募集にあたって、阿蘇市内に例えば支店がなければならぬだとか、そういった縛りを設けておりません。

○議長（藏原博敏君） 古澤議員の質問は3問で一応終わりますけれども、また詳しく所管の課長さん方と協議をして、審査にあたっていただきたいと思います。

他にいらっしゃいませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 指定管理全体のことについては聞いてもいいということですので、建物は恐らく財政課だと思いますけど、財政課管理ですか、この建物は。それでよろしいんでしょうか。それぞれの所管ですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 指定管理を行っているその施設については、それぞれ各課のほうで所管をしております。要はその指定管理者の公募と選定にあたっては財政課が所管しておりますので、申請の受付でその審査、今回上程しますまでは財政課が所管しているというところでございます。今回上程したものについては、たまたま全施設ともまづくり課の所管ということになります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

まず、指定管理をする場合、例えばいこいの村での管理を行った場合、備品リストが全然なかった。実際、ここに上がっている指定管理、物件に対しての備品のリスト、それと同時に選定委員会を開いたと、そうおっしゃいましたけど、どこがよかったのか。そして、その選定委員会の、できたらメンバーを教えてくださいませんか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 備品リストにつきましては、いこいの村の件だと思いますが、いこいの村の件については、あくまでも中の備品自体が市の備品ではありませんでしたので、財団の備品となっておりますので、市のほうの備品リストには上がっておりません。指定管理の要綱には、備品リストは載せておりません。各施設ごとに備品リストは準備している状況でございます。応募要項の中には備品リストは上がっていないという状況です。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 2番目のご質問の選定委員会の構成でございますけれども、要綱を設置しておりますので、その第3条に選定委員会は副市長、全部長をもって組織すると規定しておりますので、阿蘇市の場合6名の委員で構成されているところでございます。何がよかったかというご質問でございますが、その審査委員の個別の意見についてはちょっと公表はできませんのでお答えしませんが、その審査委員の個別の意見についてはちょっと公表はできませんのでお答えしませんが、今回、各委員100点満点で合計600点の配分で6割以上、360点以上超えれば合格ということにしておりました。結果から申しますと、今回上程しましたものにつきましては、この合格ラインを超えたと、そういうことでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

## 日程第28 議案第96号 市道路線の廃止について

○議長（藏原博敏君） 日程第28、議案第96号「市道路線の廃止について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（阿部節生君） ただ今議題としていただきました議案第96号、市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案集の37ページをお願いいたします。本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決をを求めるものであります。

説明資料といたしまして、39ページに全体の位置図、40ページに廃止路線の写真を載せております。廃止いたします路線につきましては、路線番号1211番、路線名、山田線、延長465.3mでございます。この路線につきましては、写真を見ていただくとわかりますが、木落

牧場の中の市道木落線から山田東部牧場に向かう路線でございまして、合併前の旧阿蘇町の山田東部牧場1号線と旧一の宮町の町道であります山田線という形で重複しております。合併前に市道路線の調整をいたしておりますが、調整の漏れがございまして、今回発覚したために重複する山田線を廃止するものでございます。資料を縮小いたしまして、字が見えにくくなっておりますが、申し訳ございません。

以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） これ、中通から山田東部牧場に行く道路だと思いますけれども、完全に市道は抜くというわけですか。市道じゃなく、何になりますか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） 旧阿蘇町で認定しておりました山田東部牧場1号線というのを残しまして、旧一の宮町道でありました山田線を廃止するということで、重なっていたのを廃止するもので、1路線は残ります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第29 議案第97号 市道路線の認定について

○議長（藏原博敏君） 日程第29、議案第97号「市道路線の認定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（阿部節生君） 議案第97号、市道路線の認定についてご説明申し上げます。

38ページでございます。本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線番号1477番、大和ハウス15号線、1478番、大和ハウス16号線、1479番、大和ハウス17号線につきましては、41ページに写真で資料を付けております。本路線につきましては、大和リゾート2工区、3街区の中にございまして、大和ハウス幹線1号線から分譲地敷地内に入る各路線でございます。3路線合わせまして約1,400mございまして、今回新たに市道に認定するものです。

続きまして、路線番号1480番、東岳川1号線につきましては42ページに写真を付けておりますが、県道の塩塚東岳川橋より下流側に下りまして、右岸堤防の東岳川線から分離しております東岳川1号線という路線でございます。もともと旧河川が回っておりまして、そちらの道路があったものですが、河川の改修によりましてまっすぐ堤防道路も付け変わってそちらを市道に認定しておりましたが、もともと市道的な取り扱いをしていた路線ということで、今回認定をしているもので、延長が約250mでございます。

続きまして、路線番号 2756 番、丹徳坊 1 号線でございますが、めくっていただいて 43 ページに資料を付けております。これにつきましては、いこいの村に行く途中の道路でございます。市道丹徳坊線と、いこいの村の前から林道蔵原高塚線という県が整備しました林道がございます。その間につきましてはが阿蘇市の名義の道路ではございましたが、認定から漏れておりましたので、今回丹徳坊 1 号線として新たに認定をするものでございます。延長が約 270m ということになっております。

以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。

42 ページ、東岳川 1 号線ということで、この道路について 250m と、これを今度認定されるわけでございますけれども、これは今現在、舗装はされておりますか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） この路線につきましては、合併前から市道的な取り扱いをされていた路線ということで、舗装はすべていたしております。幅員については、4m に足りないところもございますが、公共的な意味合いが強いということで今回認定するものがございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 今、部長が言われましたように、非常に幅員も狭い道路であります。そういうところを拡幅しながら舗装ができますか、どうですか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） 市道の認定というものは、道路法に基づく認定をするということでございまして、整備をする、舗装するという話とは違っております。舗装の悪いところは計画的にやっていっておりますので、拡幅についても同意を取りながら計画的に緊急度合いを勘案しながら今後検討をしていきたいと思っております。あくまでも、認定と整備は別物ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 大和ハウスの今度 15 号、17 号ということですが、もうこれで大体大和ハウスの中の道路については、市道としての認定が終わるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） 現在、整備をされて分譲が終わっているところで、定住がある程度進んだところについては認定をしております。今回の認定で大体目途がつかます。ただ、大和リゾートにつきましてはまだ計画地がございまして、今後造成を進めていくということになっておりますので、そのあたりにつきましても今後の状況を見ながら、また認定という作業に入っていくことになると思っております。とりあえず、これで終わりでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 30 議案第 98 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 30、議案第 98 号「阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の 44 ページをお開き願います。ただ今議題としていただきました議案第 98 号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でありますけれども、本件につきましては、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更したいので、地方自治法第 290 条の規定により構成団体の議会、7 市町村議会になりますけれども、この議会において同文議決を求めますのでございます。

45 ページ、46 ページ、新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

まず、変更前の第 3 条表中所をご覧くださいと思います。第 3 条の中に、組合の共同処理する事務ということで、第 1 号からずっと列記がなされております。今回、この第 1 号であります広域にわたる総合的な計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務、第 1 号ですね。第 2 号であります広域計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域振興事業等に関する事務、この 2 つの事務について削除を行いまして、以下の各号を 2 号ずつ繰り上げることになっております。この 2 つの計画、根拠法令でありました、まず広域行政圏計画策定要綱、これは平成 12 年に自治省のほうで策定されたものでありますが、これが平成 21 年 3 月 31 日付けで廃止になっております。また、第 2 号にあります計画につきましても、ふるさと市町村圏推進要綱、平成 11 年自治省のほうで制定された要綱でありますけれども、これももう既に廃止されております。廃止されたことに伴いまして、今後阿蘇広域行政事務組合の事務として、この計画策定の事務が発生しないことから、今般、削除、廃止を行うものでございます。

48 ページをお開き願います。48 ページの右側、変更前の第 13 条、第 14 条、第 15 条、これにつきましては、ふるさと市町村圏基金の設置について記された規約でございます。しかしながら、平成 25 年度から 27 年度において事業等にすべての基金を充当いたしまして、基金の取り崩しを行っております。基金の全部を処分したことから、今回廃止をするものであります。

以上、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 31 陳情第 1 号 住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い**

○議長（藏原博敏君） 日程第 31、陳情第 1 号「住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い」についてを議題といたします。

陳情書を議会事務局に朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 朗読を省略いたします。

それでは、ただ今議題となっております陳情第 1 号については、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、追加議案がございますので、自席で暫時休憩をお願いいたします。

**午後 2 時 30 分 休憩**

**午後 2 時 33 分 再開**

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今市長より議案 1 件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、議案第 99 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を日程に追加し、議題にすることに決定しました。

**追加日程第 1 提案理由の説明**

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、平成 29 年第 5 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 99 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について。本予算は、第 6 号補正であります。経営体育成支援事業の新規採択を受け、歳入歳出ともに所要額を計上しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 215 億 6,539 万 6,000 円としました。

以上、議案 1 件、予算 1 件を本日追加して上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

**追加日程第 2 議案第 99 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について**

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 2、議案第 99 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○**財政課長（山口貴生君）** ただ今追加議題としていただきました議案第 99 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

お配りしました別冊 1 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 215 億 6,539 万 6,000 円といたしております。

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。今回の補正予算につきましては、提案理由にございましたように、経営体育成支援事業の新規採択分でございます。国庫補助として 250 万円、款 15 県支出金の目 4 農林水産業費県補助金として計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 5 農林水産業費の目 3 農業振興費でございます。国費をそのまま事業申請者のほうに補助金としてお出ししているもので、250 万円を追加として増額計上いたしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○**議長（藏原博敏君）** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

古澤國義君。

○**15 番（古澤國義君）** ちょっとお尋ねいたしますが、この経営体事業は恐らくトラクターかなにかと思っております。阿蘇市とか、中には 3 割補助なり、300 万円以内という、そういうシステムがありますけれども、これはいくらのトラクターを買って、いくらの補助金を出すのか。トラクターですか。機械の購入はわかるとるですよ、名前は、予算も。ちょっと説明をお願いします。

○**議長（藏原博敏君）** 農政課長。

○**農政課長（佐伯寛文君）** ただ今のご質問でございます。今回、追加で提案させていただきました経営体育成支援事業補助金でございます。こちらの事業は、国の 3 割補助の一般対策の事業でございまして、毎年度要望に基づきまして採択申請を行っているところでございます。今回、11 月 20 日に県のほうからの追加要望の依頼がございまして、今回、経営体育成支援事業、一般対策のこの事業につきましてポイント制の事業でございまして、農地集積でありますとか、6 次産業化の事業でございまして、そういったポイントに基づきまして 10 ポイント程度の非常に高い営農をなさっている方が対象になるような事業でございまして。ご質問にありましたとおり、100 馬力を超えますトラクターの導入でございまして、今回 250 万円、3 割以内を計上させていただいているところでございます。

○**議長（藏原博敏君）** 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で議案等の質疑が終わりました。各常任委員会付託につきましては、議案第 72 号から議案第 98 号まで、陳情第 1 号及びただ今追加議案となりました議案第 99 号を、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後 2 時 39 分 散会